

保険医療機関における書面揭示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 当院は、下記の施設基準を届出しております。

(基本診療料)

- ・ 一般病棟入院基本料 地域一般入院料 3
- ・ 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料 1 (経腸栄養管理加算)
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算 1
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1
- ・ 療養病棟療養環境加算 1

(特掲診療料)

- ・ CT撮影及びMRI撮影 (当院は、16列以上64列未満のマルチスライス型の機器によるCT撮影)
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)
- ・ 運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)
- ・ 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅰ)
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)
- ・ 入院ベースアップ評価料 18

(入院時食事療養費・入院時生活療養費) ※入院時食事療養費 (Ⅰ)・入院時生活療養費 (Ⅰ) の標準負担額は、別紙に記載。

当院は、入院時食事療養 (Ⅰ) / 入院時生活療養 (Ⅰ) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

3. 入院基本料について

- (1) 1階病棟（10床） 一般病棟入院基本料 地域一般入院料3
- (2) 2・3階病棟（53床） 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1
- (3) 4・5階病棟（54床） 療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1

1階病棟では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
- ・夕方17時30分～朝0時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- ・朝0時00分～朝9時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

2・3階病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方17時30分～朝0時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は53人以内です。
- ・朝0時00分～朝9時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は53人以内です。

2・3階病棟では、1日に8人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時30分～夕方17時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・夕方17時30分～朝0時00分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は53人以内です。
- ・朝0時00分～朝9時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は53人以内です。

4・5階病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時30分～朝0時00分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は54人以内です。
- ・朝0時00分～朝9時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は54人以内です。

4・5階病棟では、1日に9人以上の看護補助者が勤務しております。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時30分～夕方17時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時30分～朝0時00分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は54人以内です。
- ・朝0時00分～朝9時30分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は54人以内です。

4. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

5. 医療情報取得加算について

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

6. 後発医薬品使用体制加算について

- ・入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。
- ・医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします。

7. 一般名処方加算について

現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。

なお、令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）

ご不明な点等ありましたらお知らせください。

8. 医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

9. 保険外負担に関する事項について

(1) 特別の療養環境の提供について

当院では、1日につき、以下の室料差額料金を徴収しております。

- ・ 1階病棟 101号室（2床室）：2200円（税込）
- ・ 2階病棟 207号室（2床室）／208号室（2床室）：3300円（税込）
- ・ 5階病棟 509号室（2床室）／510号室（2床室）：2200円（税込）

(2) 180日を超える入院について

入院期間が180日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除き、別途料金が必要となります。

- ・ 1日につき 3300円（税込）

詳細につきましては、受付までお問い合わせください。

(3) 文書料等について

当院では、以下の項目について、使用料、利用回数に応じた実費負担をお願いしております。

- ・ 文 書 料 5500円（税込）／1通
- ・ 病衣貸与料 165円（税込）／1日
- ・ テ レ ビ 110円（税込）／1日
- ・ ラ ジ オ 55円（税込）／1日

(4) 紙おむつについて

当院では、以下の項目について実費負担をお願いしております。

商品名	用途	1枚価格(税込)	1袋価格(税込)
オスカルネオ71	大人用紙おむつ	179円	5390円(1袋30枚入)
両面不織布補助パッド	大人用紙おむつ	33円	990円(1袋30枚入)
オスカルパッド52	大人用紙おむつ	44円	1320円(1袋30枚入)
はくパンツ(S)	大人用紙おむつ	240円	5280円(1袋22枚入)
はくパンツ(M)	大人用紙おむつ	264円	5280円(1袋20枚入)
はくパンツ(L)	大人用紙おむつ	293円	5280円(1袋18枚入)
はくパンツ(LL)	大人用紙おむつ	330円	5280円(1袋16枚入)
スーパーパンツール(S)	大人用紙おむつ	155円	5280円(1袋34枚入)
スーパーパンツール(M)	大人用紙おむつ	176円	5280円(1袋30枚入)
スーパーパンツール(L)	大人用紙おむつ	203円	5280円(1袋26枚入)

10. 病院敷地内全面禁煙について

当院では、駐車場を含め、病院敷地内全面禁煙を実施しております。

病院敷地内全面禁煙(電子タバコを含む。)は、患者様のみならず、ご家族やお見舞いの方々、来院者、病院職員等全ての人が対象となります。病院周辺においてもマナーをお守りいただき、病院敷地内全面禁煙に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(別紙)
入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記以外)	一般(下記以外)	510円	
		300円	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等
低所得者(住民税非課税)	低所得者Ⅱ	240円	過去1年間の入院期間が90日以内
		190円	過去1年間の入院期間が90日超
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

入院時生活療養費(Ⅰ)・生活療養標準負担額

療養病床に入院する65歳以上の患者 (*当院では2階病棟から5階病棟に入院する65歳以上の方です。)			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者(下記のいずれにも該当しない者)		510円	370円
	②厚生労働大臣が定める者(医療区分2・3に該当する者)(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		510円	370円
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		300円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない者)		240円	370円
	⑤低所得者Ⅱ (医療区分2・3に該当)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑥低所得者Ⅱ (指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	※七十歳以上のみ適用 低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		140円
⑧低所得者Ⅰ(医療区分2・3に該当する者)		110円	370円	
⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)		110円	0円	
⑩低所得者Ⅰ／老齢福祉年金受給者				
⑪境界層該当者(負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。)				